

稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について

〔平成 24 年 5 月 25 日〕
閣 議 決 定

「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）における規制・制度改革事項である「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」について、「産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議」（平成 23 年 3 月 7 日関係省庁申合せ）での検討を踏まえ、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等を、以下のとおり定める。

1. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 30 日発効）を踏まえ、稼働中の産業遺産を含む案件の世界遺産への推薦に係る手続きは、顕著な普遍的価値、真正性及び完全性を有することを明確にすること及び世界遺産登録後に適切に保全等が行われる体制を確保することの重要性を十分に踏まえて進めることとする。また、世界遺産の保全等をより効果的・効率的に進めるための環境整備を図ることが必要である。
2. 稼働中の産業遺産は、稼働を継続することが遺産価値の保全につながることを踏まえ、世界遺産登録への推薦に当たっては、その保全手法について、稼働を担う所有者の意向及び本分野における経験・知見を有する国内外の専門家の意見を最大限に尊重し、遺産価値の適切な保全と価値保全が経営に与える制約の最小化との両立を図るべく、個別の資産の状況に応じて、最も適当な法律に基づく手法、地方公共団体による条例、国・地方公共団体と所有者との間の協定等の手法を活用することを原則とする。
3. 稼働中の産業遺産の適切な保全のためには、関係者の連携が重

要であることから、地区（サイト）ごとに、稼働中の資産の保全手法を所管する省庁、稼働中の資産に係る産業を所管する省庁、関係する地方公共団体（保全手法、産業を所管する立場）、所有者等からなる稼働資産保全協議会（以下、「地区ごとの協議会」という。）を開催し、稼働中の資産に係る保全方策の合意形成、文書による確認、モニタリング等を関係者の連携のもと進める。

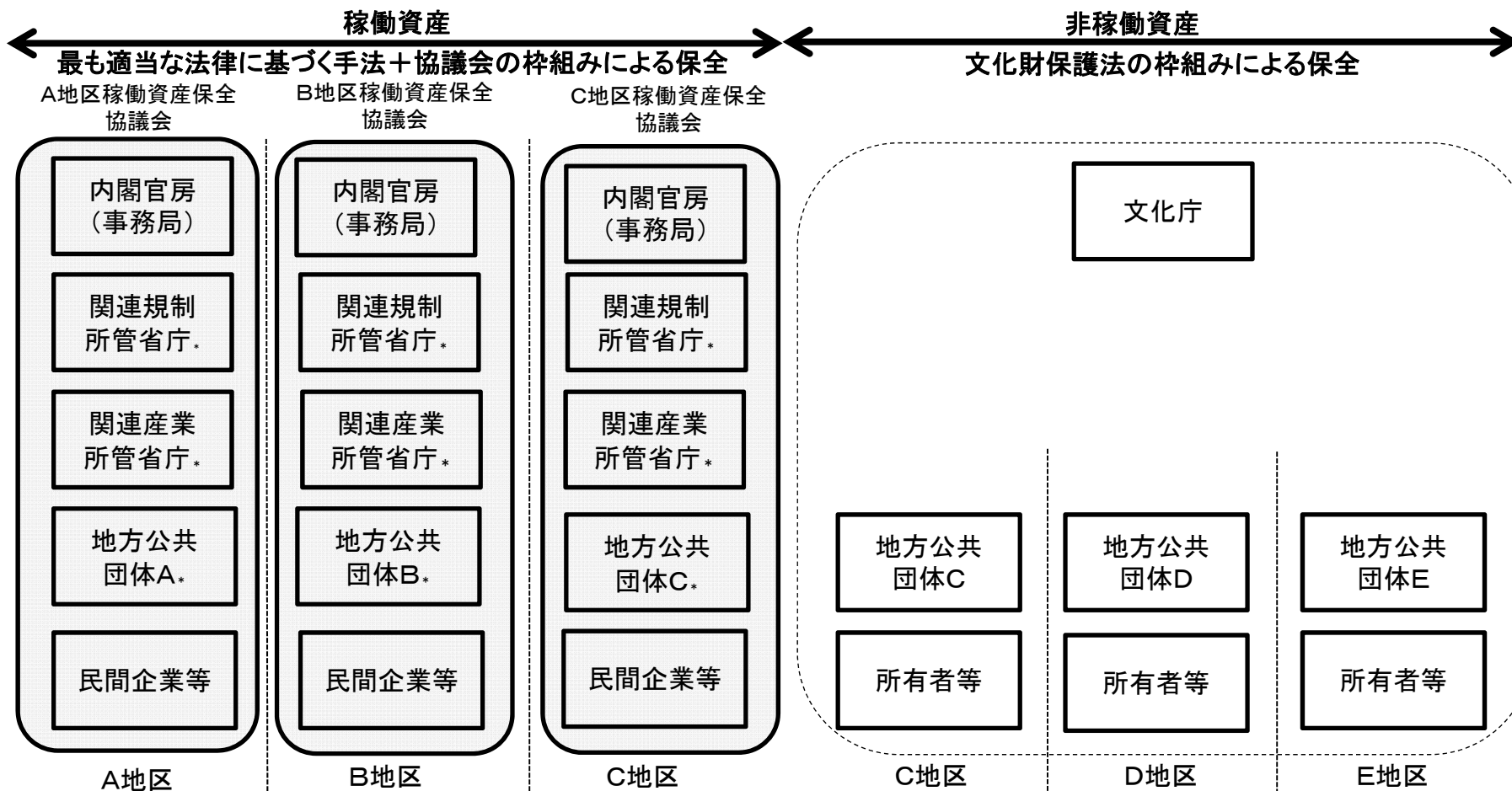
4. 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群については、遺産又は遺産群全体の観点からの保全方策に関する調整、モニタリング等を行うため、関係する省庁及び地方公共団体による保全委員会を開催する。
5. 稼働中の産業遺産は比較的新しい分野であることを踏まえ、本分野において経験を有する国内外の専門家を中心とする稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を開催し、保全方策の妥当性及び遺産価値の評価等を行うとともに、世界遺産登録への推薦候補の選定を行うこととする。
6. 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群については、その保全方策の妥当性の評価及び遺産価値の評価について、広い知見の活用を図ることが重要であるため、有識者会議における検討に当たっては、文化審議会及び稼働中の資産に係る産業に関連する審議会に加え、必要に応じ、稼働中の資産の保全手法に関連する審議会に意見の提出を求め、提出された意見を踏まえて検討を進めることとする。
7. 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群の世界遺産登録に向けた推薦（推薦書正式版提出時）に当たっては、保全に係るフレームワークの信頼性を高め、政府全体で保全に向けて取り組む姿勢を明確化する観点から、閣議了解により行うこととする。ま

た、閣議了解に当たり、上述の保全のフレームワークのもと政府が保全に取り組むことを明記する。

8. 上記の取扱い等の詳細については、別図として、地区ごとの協議会に関する図、保全委員会に関する図及び推薦等の手続に関する図を示す。

(別図1) 地区ごとの協議会に関する図

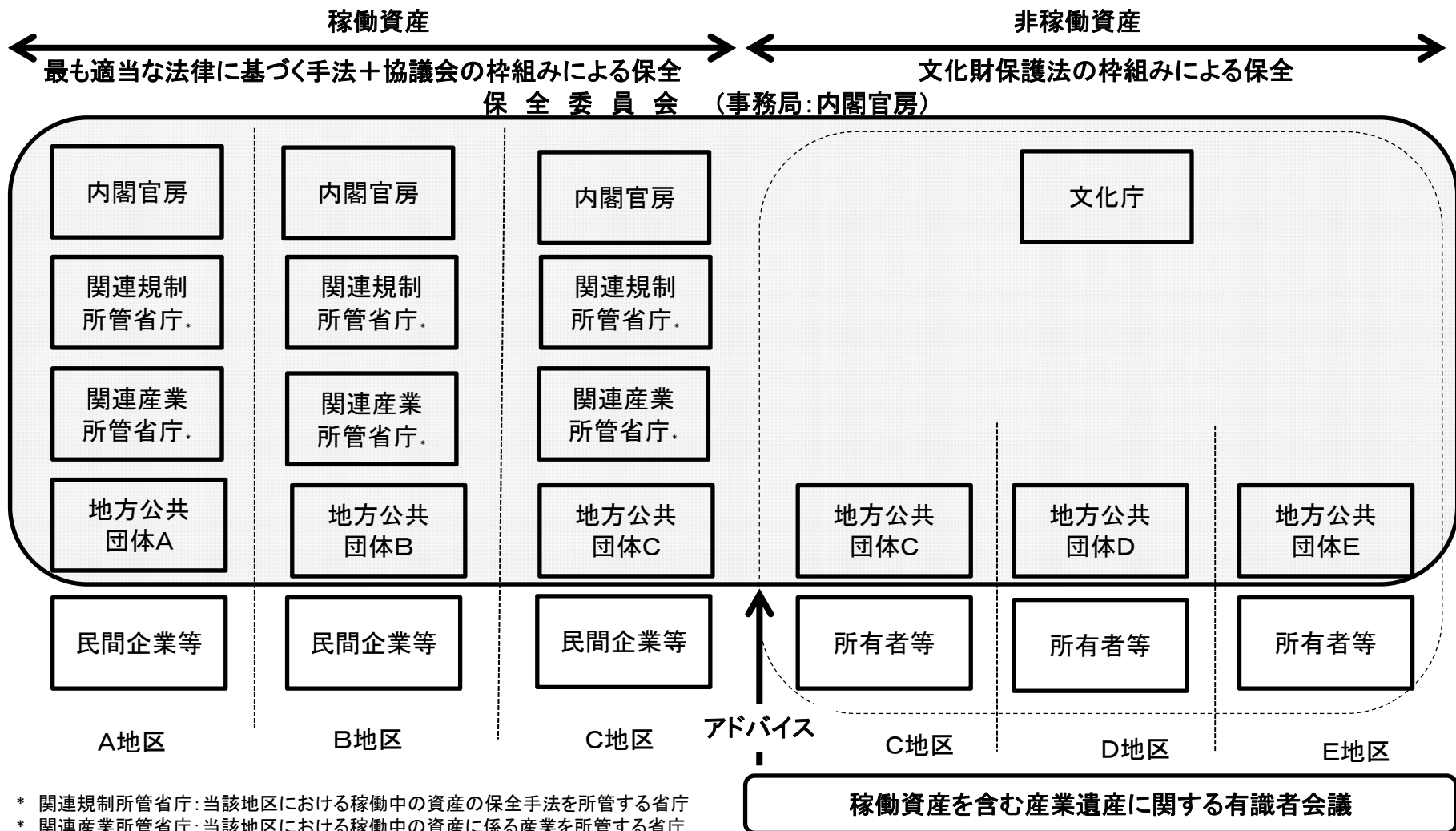
- 民間企業等が保有する稼働遺産については、関係者の連携による保全が特に重要であるため、地区(サイト)ごとに、当該資産に関連する省庁、地方公共団体及び所有者等の資産の保全に関係する者により構成される地区ごとの協議会を開催する。
- 協議会のメンバーの間で、地方公共団体レベルでの規制の運用、所有者の取組を含めた保全の進め方等について議論し、文書で合意する。また、所有者への支援策等保全をめぐる様々な課題についても検討するとともに、資産の保全状況のモニタリングも実施。



- * 関連規制所管省庁: 当該地区における稼働中の資産の保全手法を所管する省庁
- * 関連産業所管省庁: 当該地区における稼働中の資産に係る産業を所管する省庁
- * 地方公共団体は、保全手法、産業を所管する立場から、協議会に参加。
- ・各地区の稼働資産保全協議会は、必要に応じ、有識者会議にアドバイスを求めることができる。
- ・「九州・山口の近代化産業遺産群」の場合は、稼働資産については、文化財保護法以外の手法+協議会の枠組みによる保全方策を活用することを原則とする。

(別図2) 保全委員会に関する図

- 各地区の保全に携わる関係省庁及び地方公共団体により構成される、保全委員会を開催。
- 保全委員会においては、地区間の資産の保全状況の連絡調整等を行うほか、所有者への支援策等保全をめぐる様々な課題のうち、全体の取組に関わることについても検討するとともに、全体の保全状況に関するモニタリングも実施。
- 保全委員会は、必要に応じて、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議に対して、保全方策等に関するアドバイスを求めることができる。

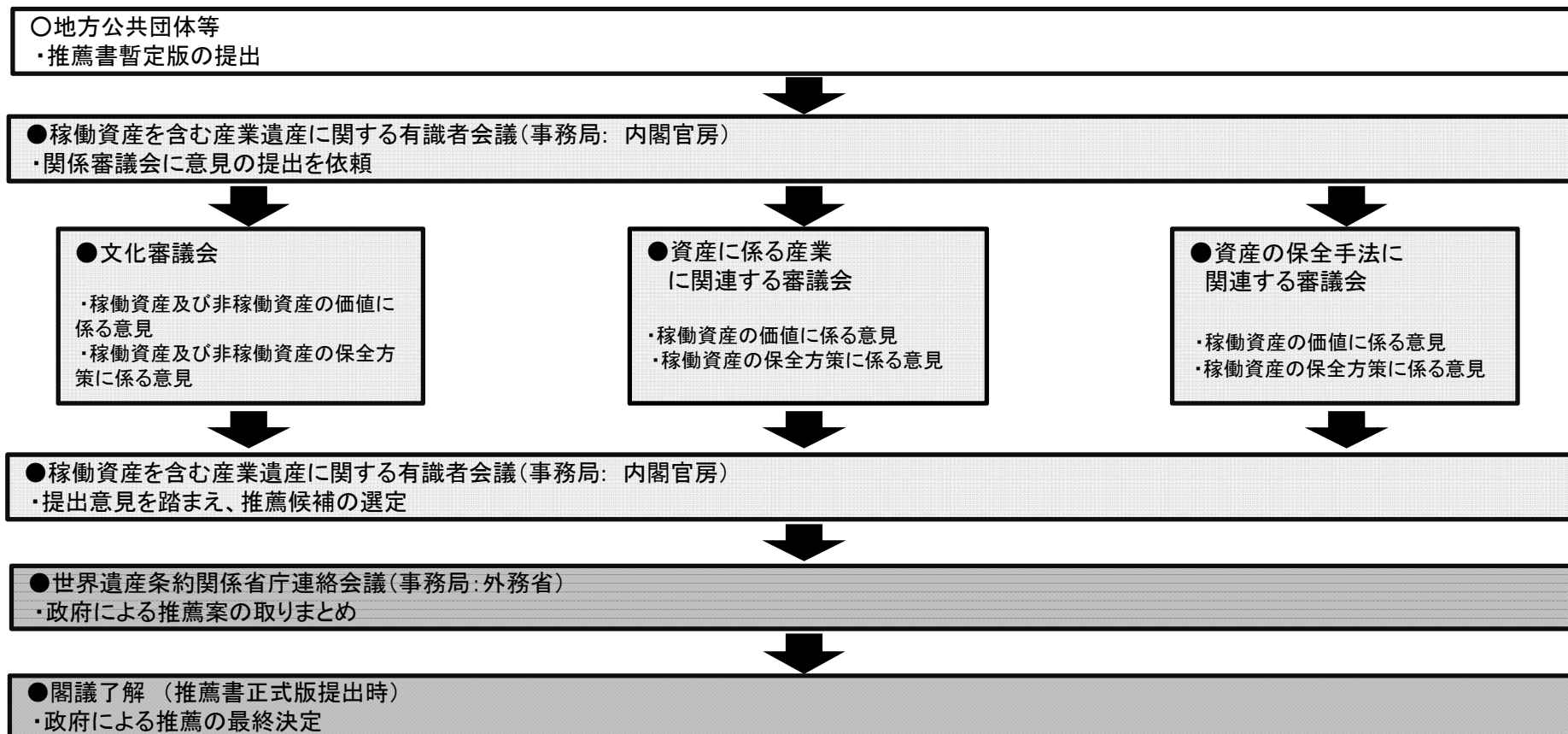


* 関連規制所管省庁: 当該地区における稼働中の資産の保全手法を所管する省庁

* 関連産業所管省庁: 当該地区における稼働中の資産に係る産業を所管する省庁

・「九州・山口の近代化産業遺産群」の場合は、稼働資産については、文化財保護法以外の手法+協議会の枠組みによる保全方策を活用することを原則とする。

(別図3) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群の推薦等の手続きに関する図



※暫定一覧表への登録手続きも同じ。(閣議了解は推薦書正式版提出時のみ)

※上記有識者会議には、海外専門家が参画。文化庁等の関係府省庁の協力を得て行う。

※閣議了解には、政府が保全委員会及び地区ごとの協議会等の枠組みを通じて、保全に取り組む旨を盛り込む。

※資産に係る産業に関連する審議会及び資産の保全手法に関連する審議会からの意見の提出は、当該審議会の担当省庁が適当と判断する方法で行うこととする。

(推薦書暫定版の内容を報告したうえで、当該内容に対する委員からの意見を提出することを含む。)

※仮に上記有識者会議による稼働中の資産を含む案件の推薦候補としての選定と文化審議会による稼働中の資産を含まない案件(産業遺産以外のものを含む。)の推薦候補としての選定が同時期に行われた場合、世界遺産条約関係省庁連絡会議による取りまとめの前に、必要に応じ、関係する閣僚による会議を開催する等により、いずれかの案件を推薦候補とするかについての調整を行うこととする。

(参考) 用語の定義について

・「稼働中の産業遺産」 遺産価値に係る産業の活動が継続中の資産と同一サイトに存する資産

・「サイト」 生産活動、原料の抽出、原料の財への転換、関連する交通インフラ等のうちの特定の分野に関し、機能の補完関係等が存していたことがあり、産業遺産価値を一体的に構成する資産群。